

昭和三十一年三月十九日公信写

重光外務大臣 殿 在アメリカ合衆国 谷大使発

天然ウラン売買契約案入手方に関する件

本件に関し、A E O に連絡したところ

一 天然ウラン入手については一月五日発往電のとおり天然ウランの国外供給は米國としては始めてのことであり正式には二月十五日発貴電に従い二月十五日口上書をもつてわが方より正式申入れてから始めてA E O ハイレベルにおいて取上げた次第であり、出来るだけ速かにわが方口上書に回答するとともに契約案も作製するが、今暫く猶予願いたき由で、当方の希望通り賃貸でなく、売却に決定する公算が多いと  
のことである。

二 重水売買契約案第六項前段の「*may be used for the purpose of*」は貴信の解釈通り、「*may be used for the purpose of*」と同義で「引渡したる以後」の意なる由である。

総  
理  
府